

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会から信頼される企業であり続けるため、株主の権利を尊重し、経営の公平性及び透明性を確保しております。また、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置付け、取締役会の監査・監督機能をさらに強化するため、監査等委員会設置会社に移行しております。引き続き、経営の効率性・健全性・透明性を高め、コーポレートガバナンスのさらなる充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2④】

当社は、2022年6月開催の株主総会より議決権電子行使プラットフォームの利用を開始しております。招集通知の英訳につきましては今後、海外投資家の比率が増加する場合は、随時、導入を検討してまいります。

【補充原則2－4①】

当社は女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等人材の多様性の確保について、グループが中長期的に成長していくためには必要不可欠と考え、着実に進めています。中途採用者は既に多くの重要な部門で活躍する一方、女性につきましてはグループ全体で社員の10%を占めていますが、管理職は5%に留まっています。早急に社員の比率同様、10%を目指してモチベーションアップに取り組むとともに、女性が働きやすい環境の整備をおこなってまいります。

【補充原則3－1③】

経営戦略の1つであるサステナビリティの取組みについては、ホームページに基本方針、マネジメント、中期目標、取り組みを開示しております。また、人的資本や知的財産への投資等についても具体的な情報を開示すべく検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

更新

【原則1－4. 政策保有株式】

政策保有株式の保有は段階的に縮減し、必要最小限の保有とします。個別銘柄の保有の適否については、保有に伴う便益や、リスクや資本コストに見合っているかを精査し、保有の適否を毎年、取締役会で検証し、その内容について開示しています。

また、こうした株式に係る議決権については当社の中長期的な企業価値向上に資することを基準に行使します。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役や主要株主などに対し関連当事者取引に該当する取引の有無を把握するため、書面による調査を毎年実施しております。また、関連当事者取引については利益相反や取引の公平性の観点から、取締役会の承認を得ることとしており、当該取引を実施した場合は、法令に基づきその重要な事実を開示いたします。

【補充原則2－4①】

当社は女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等人材の多様性の確保について、グループが中長期的に成長していくためには必要不可欠と考え、着実に進めています。中途採用者は既に多くの重要な部門で活躍する一方、女性につきましてはグループ全体で社員の10%を占めていますが、管理職は5%に留まっています。早急に社員の比率同様、10%を目指してモチベーションアップに取り組むとともに、女性が働きやすい環境の整備をおこなってまいります。

【原則2－6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には、企業年金基金制度はありません。社員の安定的な資産形成のため企業型確定拠出年金制度を導入しております。

【原則3－1. 情報開示の充実】

(1) 当社は、グループの経営理念や中長期的な経営戦略を定め、毎期の事業報告書に開示しております。また、当社のホームページ (<https://www.aseed-hd.co.jp>) にも、グループの経営理念や今後の展開方針を開示しております。

(2) 当社は、社会から信頼される企業であり続けるため、株主の権利を尊重し、経営の公平性及び透明性を確保しております。また、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置付け、取締役会の監査・監督機能をさらに強化するため、監査等委員会設置会社に移行しております。

引き続き、経営の効率性・健全性・透明性を高め、コーポレートガバナンスのさらなる充実に努めてまいります。

(3) 取締役の報酬については、株主総会において決議された取締役の報酬総額の範囲内で、監査等委員以外の取締役の報酬は、社外取締役が過半を占める指名報酬委員会の答申を尊重し、取締役会の決議により決定し、監査等委員の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名については、次の方針に基づいて、取締役会の決議により決定しております。

① 経営陣幹部と監査等委員以外の取締役候補

監査等委員以外の取締役候補や事業子会社の取締役の選任については、「取締役の選任に関する方針」に定めたマトリックスに基づく資質を選任の要件とし、決定に際しては客観性および透明性を高めるために、指名報酬委員会の答申を尊重した上で、取締役会の決議により決定します。

② 監査等委員となる取締役候補

取締役の職務を監査・監督し法令または定款違反を未然に防止するとともに、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断して、指名しております。

(5) 当社では、取締役候補については、その指名理由を株主総会招集通知に記載しております。

〔補充原則3-1③〕

経営戦略の1つであるサステナビリティの取組みについては、ホームページに基本方針、マネジメント、中期目標、取り組みを開示しております。また、人的資本や知的財産への投資等についても具体的な情報を開示すべく検討を進めてまいります。

〔補充原則4-1①〕

当社では、取締役会における決定の範囲として、法令ならびに定款に定める事項のほか、「取締役会規則」で取締役会に付議すべき事項を明確にしております。

また、業務執行の機動性と柔軟性を高めるため、取締役会は法令・定款および「取締役会規則」に定められた事項以外の業務執行を経営陣に委任し、各経営陣は「職務権限規程」や「稟議規程」等に基づいて業務を執行しております。

〔原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

当社では、会社法上の要件と東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、社外取締役の独立性判断基準を定めており、具体的には以下のいずれにも該当していないこととしております。この基準に基づき、当社では取締役会において率直かつ活発で建設的な審議への貢献が期待できる人物を、独立社外取締役として選任しております。

- a. 過去に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者
- b. 過去に上場会社又はその子会社の業務執行者でない取締役であった者又は会計参与であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- c. 過去に上場会社の親会社の業務執行者であった者又は業務執行者でない取締役であった者
- d. 過去に上場会社の親会社の監査役であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- e. 過去に上場会社の兄弟会社の業務執行者であった者
- f. 過去に上場会社を主要な取引先とする者の業務執行者であった者
- g. 過去に上場会社の主要な取引先の業務執行者であった者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人、組合等の団体であるものに限る。）に過去に所属していた者
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等（業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。）をいう。）
- j. 上場会社の取引先又はその出身者（f. g. 又はh. に該当する場合を除く。）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
- l. 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者

〔補充原則4-10①〕

取締役の指名・報酬等の決定に関する取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任ならびにコーポレート・ガバナンス体制を充実させるため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置し、取締役会からの諮問に応じ、指名・報酬等に関する事項において審議を行い、取締役会に答申を行っております。委員の過半数は独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役である委員から取締役会の決議で選任しております。

〔補充原則4-11①〕

現在、当社の取締役会の構成人員は7名（うち監査等委員である取締役は3名）で、経営全般、経理・財務関係、営業関係、生産関係等の知識・経験・能力に優れたメンバーでバランス良く構成されており、独立社外取締役のうち1名は他社での経営経験を有しております。また、監査等委員である取締役3名も、そのうち2名が独立社外取締役であり、多様性が確保されております。当社の業容等から判断し、現在の取締役会の人員規模や構成が適正と考えておりますが、今後も、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性および規模が最適となるよう努めてまいります。

スキル・マトリックスをはじめとした取締役の有するスキル等の組み合わせの開示については、2022年6月開催の株主総会招集通知から開示を始めております。

〔補充原則4-11②〕

社外を含む取締役は他の上場企業等の兼任は合理的な範囲に止まっており、業務に専念できる体制になっております。なお、当社の取締役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じて、適切に開示しております。

〔補充原則4-11③〕

当社は、監査等委員会が作成する全取締役を対象とした実効性に関する調査を行い、その分析・評価を取締役に報告・審議し、その結果を株主総会招集通知及び当社のホームページ（<https://www.aseed-hd.co.jp>）に開示しております。

〔補充原則4-14②〕

取締役は、アシードグループ企業理念、グループ・ミッションの実現のため、先頭に立って行動することが求められ、外部研修会やセミナーを積極的に受講するとともに、経営戦略等グループの課題を共有することを方針とします。

〔原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針〕

当社では、経営企画グループIR広報室をIRの担当部署とし、株主から対話の申し入れがあった場合は、担当役員が対応することにしております。なお、対応窓口を一本化することにより、「内部情報管理規程」に基づくインサイダー情報の管理を徹底しております。株主や投資家に対しては、決算説明会を年1回開催しております。また、個人投資家向けの説明会を定期的に開催し、当社に対する理解の向上に努めております。これらの活動を通じて株主や投資家から寄せられた意見等は、IR広報室から経営陣に報告され、企業価値の向上に活用しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
サンコモト有限会社	4,701,560	40.02
河本 大輔	1,007,520	8.58
大戸 綾加	737,628	6.28
河本 ハルエ	521,878	4.44
宝積 良忠	503,280	4.28
アシードグループ社員持株会	396,851	3.38
株式会社広島銀行	380,160	3.24
アシード・インベストメント・クラブ	335,441	2.86
寺地 實	258,392	2.20
河本 千代香	243,100	2.07

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

- ・大株主の状況は2022年3月31日の状況です。
- ・当社は自己株式を1,746,763株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
- ・持株比率は、自己株式数を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐久間 建弘	他の会社の出身者											
小野 隆平	他の会社の出身者											
豊田 基嗣	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐久間 建弘		○	---	佐久間建弘氏は、2013年6月まで農業協同組合の代表理事を務め、中立的・客観的な立場から当社の経営に対して的確な助言を受けれると判断し社外取締役に選任しております。 また、a～jのいずれにも該当せず、加えて、当社との間に特別の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、当社は、独立役員として指定しております。
小野 隆平	○	○	---	小野隆平氏は、法律の専門家(弁護士)として、また当社グループ全体のコンプライアンス面のチェック機能の強化を目的として監査等委員である社外取締役に選任しております。 また、a～jのいずれにも該当せず、加えて、当社との間に特別の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、当社は、独立役員として指定しております。

豊田 基嗣	○	○	---	豊田基嗣氏は、監査・会計の専門家(会計士)として、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性強化を目的として監査等委員である社外取締役を選任しております。 また、a～jのいずれにも該当せず、加えて、当社との間に特別の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、当社は、独立役員として指定しております。
-------	---	---	-----	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無		なし			

現在の体制を採用している理由	
経営の監視・監督機能を高めるため、監査等委員会の体制を採用しており、特に社外取締役には、その独立性などを踏まえ、中立の立場から客観的な意見を表明することを期待しております。また、サポート体制としては常勤の取締役が事前に取締役会の資料を説明するとともに、必要に応じて内部統制監査室と連携できる体制としております。	
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	
当社は、各々が専門的な知識と経験を有し、当社と利害関係がなく独立性が高い立場にある社外取締役3名(うち、監査等委員2名)を選任することにより、経営の監視機能を強化しております。 監査等委員は、内部統制監査室からの内部統制の整備・運用状況等に関する報告並びに内部監査の報告を定期的に受け取ることで、当社グループの現状を把握し、専門的な見地から、必要に応じて取締役会において意見を表明しております。また、監査等委員会は、会計監査人から四半期決算毎に監査についての報告及び説明を受けるとともに、意見交換等を行い、監査情報の共有を行っております。	

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり							
任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性								
	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員 （名）	社内取締役 （名）	社外取締役 （名）	社外有識者 （名）	その他（名）	委員長（議 長）
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取 締役

補足説明
指名報酬委員会が、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。
【補充原則4－10①】

取締役の指名・報酬等の決定に関する取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任ならびにコーポレート・ガバナンス体制を充実させるため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置し、取締役会からの諮問に応じ、指名・報酬等に関する事項において審議を行い、取締役会に答申を行っております。委員の過半数は独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役である委員から取締役会の決議で選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法上の要件と東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、社外取締役の独立性判断基準を定めており、具体的には以下のいずれにも該当していないこととしております。この基準に基づき、当社では取締役会において率直かつ活発で建設的な審議への貢献が期待できる人物を、独立社外取締役として選任しております。

- 過去に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者
- 過去に上場会社又はその子会社の業務執行者でない取締役であった者又は会計参与であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- 過去に上場会社の親会社の業務執行者であった者又は業務執行者でない取締役であった者
- 過去に上場会社の親会社の監査役であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- 過去に上場会社の兄弟会社の業務執行者であった者
- 過去に上場会社を主要な取引先とする者の業務執行者であった者
- 過去に上場会社の主要な取引先の業務執行者であった者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人、組合等の団体であるものに限る。）に過去に所属していた者
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等（業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。）をいう。）
- 上場会社の取引先又はその出身者（f. g. 又はh. に該当する場合を除く。）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
- 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

【譲渡制限付株式報酬制度(RS)導入】

当社は、2021年6月23日開催の定時株主総会における決議に基づき、2021年度より譲渡制限付株式報酬制度(RS)を導入いたしました。当制度は、当社の取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)(以下「対象取締役」といいます。)に、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度であります。

対象取締役に対して支給される報酬総額は、現行の金銭報酬枠とは別枠で年額25百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年5万株以内といたします。本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間中は譲渡制限株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会の答申を尊重し、取締役会において決定いたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に対する報酬として、次のとおり有価証券報告書に掲載しております。

2022年3月期

取締役(監査等委員を除く)に支払った報酬 55百万円

取締役(監査等委員)に支払った報酬 9百万円

社外役員に支払った報酬 9百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については株主総会後の取締役会にて決定いたします。その算定方式は役職や執行責任に応じた基本報酬に業績連動報酬を合算する方式を採用しております。当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2015年6月25日であり、決議の内容は取締役(監査等委員を除く。)について年額2億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役(監査等委員)について年額2千万円以内とするものであります。なお、当該決議に係る取締役の員数は、取締役(監査等委員を除く。)6名、取締役(監査等委員)3名であります。

当社の役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、指名報酬委員会の答申を尊重し、取締役会で決議しております。具体的には株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務に応じた固定報酬と、業績に応じて決定される業績連動報酬の合計で算定しております。算定の基となる指標は連結経常利益の目標達成率であります。なお、社外取締役につきましては、その役割を勘案し、固定報酬のみとしております。

取締役(監査等委員)の報酬につきましては、職務執行に対する監査の実効性を確保する観点から、また経営者から独立して監査等委員の職務を全うするために、監査等委員会の協議により決定いたします。

【社外取締役のサポート体制】

毎月開催される取締役会に出席し、会社の重要事項や月次の損益状況などについて、取締役より詳細な報告・説明を実施しております。また、取締役等と相互に意見交換を行い、必要に応じて専門的な見地からの助言も受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会から信頼される企業であり続けるため、株主の権利を尊重し、経営の公平性及び透明性を確保しております。また、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置付け、取締役会の監査・監督機能をさらに強化するため、監査等委員会設置会社に移行しております。引き続き、経営の効率性・健全性・透明性を高め、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めてまいります。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ. 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会制度を採用しております。

・取締役会

取締役会は7名の取締役(うち社外取締役3名)で構成されており、代表取締役社長河本大輔を議長とし、毎月1回の定例取締役会に加え、随時必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、代表取締役社長と社外取締役全員との定期的な情報交換も実施し、経営の監督・監視機能の充実に努めております。

取締役会は経営全般に関する重要事項についての意思決定機関であると同時に業務執行状況を監督する機関と位置付けており、その機能強化を図っております。取締役会はホールディングス執行役員、及び各事業子会社代表取締役社長からの報告を踏まえて経営上の重要な意思決定を行っております。なお、変化の激しい経営環境下において最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を1年(監査等委員は2年)としております。

・指名報酬委員会

当社は、2021年1月1日付で指名報酬委員会を設置いたしました。指名報酬委員会は4名の取締役(うち社外取締役3名)で構成されており、取締役会の諮問機関として、取締役の指名及び報酬に係る事項について取締役会への提案、助言を行っております。

・監査等委員会

取締役の業務執行を監視する役割を担う監査等委員会は、取締役岡崎仁を委員長とする3名で構成され、社外取締役を過半数としております。これにより、従前の監査役とは異なった議決権を有する取締役として、透明性及び独立性を確保した経営に対する監査・監督機能を強化し、運用しております。監査等委員会は毎月1回の定例監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。各委員は委員会が定めた監査方針や監査計画に従い、重要会議への出席、取締役の職務執行状況聴取(財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を含む)本社及び事業子会社の調査を実施しております。

・執行役員

当社グループは執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行責任の明確化と迅速化を図っています。執行役員の任命・監督は取締役会が行います。

・内部統制監査

代表取締役社長直轄の組織として、内部統制監査室を設置し、内部統制監査計画に基づき、ホールディングス各部署及び事業子会社の業務執行状況について監査しております。内部監査の結果は、代表取締役社長に報告すると共に、監査等委員会と共有され、監査等委員との連携を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループは取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制を整備し、経営の効率を高めることで、企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社制に移行いたしました。

監査等委員会設置会社への移行した体制は、経営の公正性及び透明性を維持し、監査・監督機能を高め、内部統制及びコンプライアンス遵守の徹底、迅速かつ適切な意思決定を通じて、効率的かつ効果的な経営が出来る体制と考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	最集中日を回避し、できるだけ多くの株主に出席して頂けるよう設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	2022年6月開催の株主総会より議決権電子行使プラットフォームの利用を開始しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2022年6月開催の株主総会より議決権電子行使プラットフォームの利用を開始しております。
その他	株主様の利便性の向上を目的として、株主総会会場を駅周辺のホテルにしております。また、株主総会招集通知を当社ホームページに早期掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に1～2回程度決算状況および今後の経営方針、業績見通し等について説明会を開催していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、ホームページに説明動画の掲載を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に1～2回程度の説明会や、決算状況および今後の経営方針、業績見通し等について1on1ミーティングを実施していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、ホームページに説明動画の掲載を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に「IR情報」を設置し、決算情報、事業報告書、その他開示情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画グループが担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	アシードグループの役員、社員は企業行動憲章（アシードグループ憲章）に掲げられた精神に則り、法令や社内規則を遵守するとともに、企業倫理と経営理念に従った企業活動を行い、ステークホルダーの立場を尊重するよう規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	〔補充原則3－1③〕 経営戦略の1つであるサステナビリティの取組みについては、ホームページに基本方針、マネジメント、中期目標、取組みを開示しております。また、人的資本や知的財産への投資等についても具体的な情報を開示すべく検討を進めてまいります。
その他	〔補充原則2－4①〕 当社は女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等人材の多様性の確保について、グループが中長期的に成長していくためには必要不可欠と考え、着実に進めてまいります。中途採用者は既に多くの重要な部門で活躍する一方、女性につきましてはグループ全体で社員の10%を占めていますが、管理職は5%に留まっています。早急に社員の比率同様、10%を目指してモチベーションアップに取り組むとともに、女性が働きやすい環境の整備をおこなってまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他、会社の業務の適正を確保するための体制の整備についての概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各取締役の倫理意識の一層の向上を図り、法令遵守の精神を積極的な行動規範として明確にするため、取締役会規則に取締役の業務執行におけるコンプライアンスの維持・確保を明記する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行状況の確認ができる情報（議事録・稟議書・契約書等）の保存・管理体制の整備を進めるとともに、文書管理規程及び各規程の関係条項を見直し、目的達成に有効で具体的制度を盛り込んだ改正を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社におけるリスクの明確化とその発生可能性の大小、発生した場合の影響度、対応策、予防策の構築を行い、それぞれのリスクヘッジを主管する組織とその権限を明確にする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の役割分担、牽制機能を確認しながら、ITの活用や各種規程の検証と改廃等を行い業務執行の決定プロセスの効率化を図るとともに、全体的効率性の確保は内部統制システムの構築と、内部統制監査室及び監査等委員会との計画的、定期的協議・連携を通じて行っていく。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

倫理意識の向上と法令遵守の積極的姿勢に関する規程を就業規則に盛り込み、関係規程やマニュアルに具体化するとともに、これらの周知徹底を教育・研修制度の整備・充実、社内通報制度等の構築によって行う。監査等委員会及び内部統制監査室は、業務監査を強力に実施し、業務が適正に行われるよう監視する。

6. 当社グループの業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社が定める関係会社管理規程等の社内規程に基づき、子会社の経営に関する重要事項について、毎月1回開催する取締役会で承認を必要とするほか、子会社の取締役等の職務の執行に係る資料や情報について、取締役会において報告を求める。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が定める関係会社管理規程等の社内規程に基づき、内部統制監査室のモニタリングを中心としてグループ全体のリスクマネジメントの推進に関わる課題・対応策を審議する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門及び子会社の事業年度毎の予算を立案して、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。

子会社の規模や業種等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の向上を図る。

7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部統制監査室は監査等委員会の職務執行に随時協力し、必要あるときはその職務を補助する。監査等委員会が使用人を別に必要とするときは、監査等委員会事務局を総務グループ内に設置して要員を配置する。また、監査等委員会は、要員の配置の代わりに協議によって必要な作業を専門的な外部業者に委託することができる。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の事務局員の選任は、監査等委員会の同意を得て実施され、その人事・報酬は監査等委員会の事前の了解のもとに行われる。これらの詳細は監査等委員会規則に定める。

9. 監査を支える体制等に関する規程の充実・具体化

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のための監査等委員会スタッフを置くこととし、監査等委員会スタッフは監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社の役員および従業員に周知徹底する。

(2) 当社の取締役等及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

監査等委員会は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、グループ経営会議等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けるとともに、主要な稟議その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて子会社の取締役、監査役又は使用人にその説明を求めることとし、子会社の取締役、監査役又は使用人は速やかに適切な報告を行う。

(3) 子会社の取締役等から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

法令等の違反行為等、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査等委員会に報告する。内部通報制度の担当役員は、当社グループの従業員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査等委員会に報告する。

(4) 監査等委員会への報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

(5) 監査費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員会の職務の執行に必要なものでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の職務分担を明確にして、より実効的な監査の方法を用い、より広範な業務を監査対象とするとともに、監査等委員会と代表取締役、会計監査人との定期的な情報交換会を開催する。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は「行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない旨を定め、グループ各社の総務部門を対応部署としている。なお、不当な要求等、反社会的勢力からの介入を受けた場合には、ためらうことなく上司や総務部門への報告を行い、顧問弁護士や警察・暴力追放推進センターとの連携等、組織的な対応を行うよう役員及び従業員に周知徹底を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力との関係の遮断および不当要求等に対する拒絶を、「経営理念の実践における基本的事項」として位置づけ、適切な対応に努め、反社会的勢力に対して、以下の1から5に基づいて対応し、これを遵守します。

1. 組織としての対応

反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、グループ組織全体で対応する。また、反社会的勢力からの不当な要求等に対応する役職員の安全を確保する。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力からの不当な要求等に備えて、平素より、警察、暴力追放運動センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、不当な要求等が行われた場合には必要に応じ連携して対応する。

3. 取引を含めた関係の遮断

反社会的勢力とは、業務上の取引関係を含めて、一切の関係を持たないよう努める。また、反社会的勢力からの不当な要求等は拒絶する。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的に対応する。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力からの不当な要求等が、当社グループの不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引は絶対に行わない。また、反社会的勢力への資金提供は、リベートや利益の上乗せなど、いかなる形態であっても絶対に行わない。

(反社会的勢力への対応態勢)

当社グループにおいて、反社会的勢力への対応を担当する部署はグループ各社の総務担当部署、それらを統轄する部署は当社の総務グループとする。総務グループは、担当部署と連携して、反社会的勢力に関する情報を一元的に蓄積・管理するとともに、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援し、以下の態勢を整備する。

1. グループ各社内の体制（報告・相談等）の整備

(1) 総務グループは、反社会的勢力への対応を行ううえで、必要に応じて関係部署を指定し、対応および協力を求める。総務グループから指定された関係部署は、総務グループとともに問題の解決に当たらなければならない。

(2) グループ各社の各部署における反社会的勢力への対応責任者は、部長、グループ（室）の長、および拠点長とする。

(3) グループ各社の取締役および取締役会は、「当社グループの信頼を維持し業務の適切性および健全性を確保していくうえで、反社会的勢力への適切な対応が不可欠である」ことを認識したうえで、その機能を発揮しなければならない。

2. 研修の実施

各種の社内会議や社内報等を通じコンプライアンス研修を実施しております。

3. 対応マニュアル等の整備

対応マニュアルを整備しております。

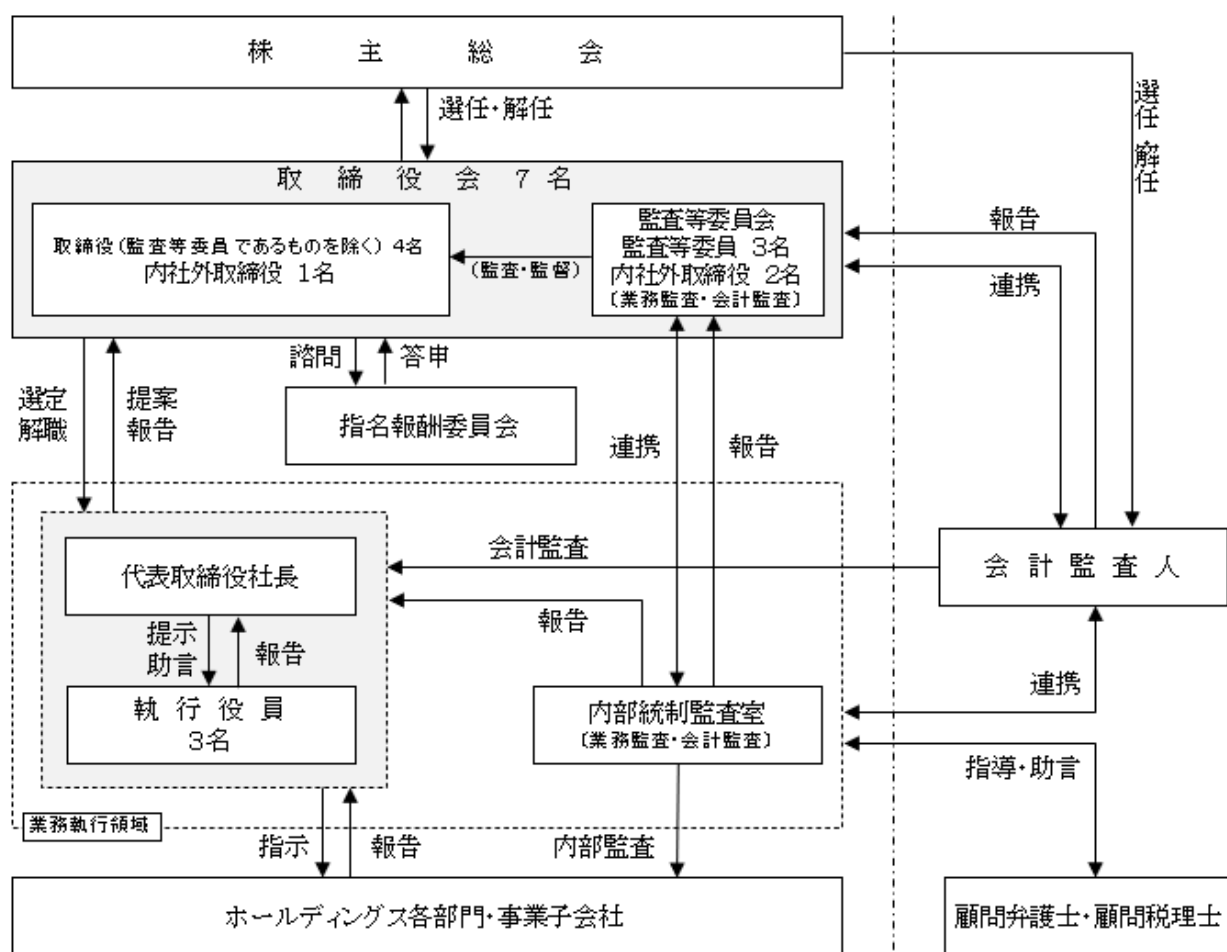
4. 警察など外部専門機関との連携

所轄の警察署や弁護士等の外部専門機関と連携しております。

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図



適時開示体制の概要の模式図

